

9月18日の意見交換会で頂いた御意見についての考え方

平成25年10月18日 外務省

	御意見	考え方
1 ①	<p>1行動計画案(骨子)</p> <p>(1)基本的な考え方</p> <p>○国連安保理決議1325を実行するという本計画の趣旨を踏まえ、日本がどのような具体的行動をとるのかを考える必要がある。</p> <p>○「日本は紛争下でない」との認識で済ますのではなく、日本が直面している安全保障環境、日本国内における平和構築に向けた課題を含め、現状をきちんと認識すべき。沖縄における日米地位協定の問題もある。行動計画策定は、歴史を含めたこの「現状認識」から始めるべき。</p> <p>○憲法第9条との関係も考慮すべき。東アジアの平和構築にどのようにジェンダー視点をもって貢献していくかといった視点も必要。</p> <p>○本計画については、日本として、慰安婦問題を含む過去の問題をきちんと解決して国際社会で活動していけるようにする機会とすべき。</p> <p>○慰安婦問題に触れるか否かにかかわらず、「女性の人権」を護ることを基本的な考え方とすべき。</p> <p>○日本近現代史の中で日本軍「慰安婦」問題は、日本国が犯した戦時性暴力問題として位置付けられる。そしてこの問題は未だ解決されていない。日本政府は、被害女性が望む、また国際諸機関が勧告する被害回復のあり方の見本を示すような解決方法を取り、世界に示すべき。</p> <p>○本計画の中で慰安婦問題に言及しようとする、実際問題として本計画の策定が難しくならざるを得ない。賢明な方法を選ぶべき。計画の策定に当たり「ハードル」をどの高さに設定するかを考えるべき。</p>	<p>○行動計画の趣旨を踏まえ、できるだけ具体的な行動を計画に記載できるよう検討を進める。</p> <p>○日本を取り巻く安全保障環境を認識した上で計画を策定していく。ただし、計画で取り扱うべき事項の範囲については、全体のバランス等を勘案しながら慎重に検討する。</p> <p>○我が国の平和国家としての歩みを踏まえた内容とする。</p> <p>○本行動計画においては、現在起こっている又は将来起こり得る紛争について、安保理決議1325及びその他関連決議等による安保理の要請を実現するための具体的な取組を明確化する。慰安婦問題は、本計画で取り扱うべき事項の範囲には含まれない。同問題について</p>

		は、我が国のこれまでの取組の周知を含め、理解が得られるよう今後とも最大限努力していく。
	○過去の問題を含めた教育をしっかり行い、過去の教訓を踏まえた決意を表明した上で、具体的な行動を計画にまとめるべき。	○復興・復旧段階における教育環境の整備、教育機会への平等なアクセスの確保等に資する支援を引き続き実施していく。なお、日本国内における男女共同参画に関する教育については、男女共同参画基本計画に沿って施策を進めていく。
	○国連安保理決議等による各国への要請を我が国としてどのように理解しているのかをまず明確にすべき。また、各国、国際社会が要請を受けてどのような活動を行ってきているかも参考にすべき。	○行動計画の趣旨を踏まえ、また、各国の例も参考にしながら、計画を策定していく。
	○国連安保理決議1325の最も重要なポイントは、男女不平等をなくし、あらゆる過程に女性が参画することであり、この点を明確にすべき。	○参加・参画については、独立の柱として記述する方向で検討を進める。
	○「人間の安全保障」を基本的な理念とすることに関して、この理念を前面に出しすぎることには控えるべき。 ○「人間の安全保障」に言及することは差し支えないが、いずれにせよ、「人間の安全保障」を周知する必要がある。 ○「人間の安全保障」のインデックスを活用すべき。	○政府としては、本行動計画においては「人間の安全保障」を基本理念とすることが必要と考えているが、女性・平和・安全保障に関する安保理決議の趣旨や女性の地位向上に関する国際的な規範（北京行動綱領や女子差別撤廃条約）つ

		いても基本的考え方として適切に記載する。いずれにせよ、今後とも「人間の安全保障」の概念の普及を図っていく。
	○国連安保理決議1325自体の周知も必要。	○本行動計画の策定過程等を通じ、安保理決議1325自体の周知も図っていく。
	○集団的自衛権をめぐる議論との関係を含め、誤解を与えないように周知すべき。	○集団的自衛権をめぐる議論は、本行動計画とは無関係。いずれにせよ、計画は、我が国の平和国家としての歩みを踏まえた内容とし、誤解を与えないように留意する。
	○自衛隊海外派遣の推進を目的とする計画かのような誤解を与えないよう周知すべき。	○本行動計画の目的は、自衛隊の海外派遣の推進ではない。いずれにせよ、計画は、我が国の平和国家としての歩みを踏まえた内容とし、誤解を与えないように留意する。
②	<p><u>1(2)柱立てについて</u></p> <p>○参加・参画は最も重要な要素であり、独立した柱(第1の柱)とすべき。</p> <p>○国連安保理決議1325は、基本的にジェンダー平等、女性の意思決定への参画が中心であり、結果として、不平等、性暴力に対する不処罰の根絶をするというものである。このことは、女子差別撤廃条約前文にも表明されている。</p>	○参加・参画については、独立の柱として記述する方向で検討を進める。

③	<p>1(3)参加・参画について</p> <p>○日本は、意思決定過程への参加・参画を始め、女性の関与が遅れている。女性の参加・参画を具体的にどのようにして実現していくかを考えるべき。クオータ制、女性の政治参加などが大切。</p>	<p>○日本国内における意思決定過程への女性の参画拡大に関する施策については、男女共同参画基本計画に沿って進めていく。</p>
	<p>○「平和の文化」の担い手は女性。これがなければ画竜点睛を欠く。</p> <p>○女性の参画が必要とされていることを書くべき。</p>	<p>○参加・参画については、独立の柱として記述する方向で検討を進める。</p>
④	<p>1(4)災害の取り扱いについて</p> <p>○災害を取り入れることについては、本計画の趣旨に鑑み違和感がある。</p> <p>○災害を取り上げること自体は差し支えないものの、本計画の前面に出る形は避けた方がよい。</p> <p>○紛争は人が引き起こすもので、災害は自然によるものという基本的な性質の違いを念頭に置くべき。</p> <p>○復興・復旧において、紛争と災害は類似する面がある。国連婦人の地位委員会で「自然災害とジェンダー」決議が日本の提案により採択されている。また、本計画で災害を取り上げるとは、自然災害が多いアジア大洋州の国々にも参考になる。</p> <p>○阪神淡路大震災、東日本大震災の教訓を踏まえた日常的な社会のあり方を考えることが重要。</p> <p>○「災害発生により紛争の予防」という見地から触れてはどうか。</p>	<p>○紛争と自然災害の性質の違いを念頭に置きつつ、災害対処と紛争下の女性をめぐる問題との共通点に着目して、防災・災害対処についても触れる方向で検討を進める。</p>
⑤	<p>1(5)本計画で取り扱うべき項目・施策について</p> <p>○難民問題への対処を取り上げるべき。</p>	<p>○難民問題への対処についても取り上げられないか検討を進める。</p>
	<p>○日常的に起こっている在日米軍による事件・事故への対応、日米地位協定の改正も検討すべき。</p>	<p>○計画で取り扱うべき事項の範囲については、全体のバランス等を勘案しながら慎重に検討する。</p>

<p>○公人の性差別発言や行動を取り扱うべき。</p>	<p>○計画で取り扱うべき事項の範囲については、全体のバランス等を勘案しながら慎重に検討する。</p>
<p>○日本国内の現状は圧倒的な女性の人材不足。教育に平和構築の視点を取り入れることなどを通じ、人材育成を図る必要がある。</p> <p>○大切なのは、人権意識を公教育に根付かせること。教育を取り上げることは重要。</p> <p>○Culture of Peace, 憲法9条, 女子差別撤廃条約を踏まえた行動計画であるべき。決意をこめて、それを教育で保障することが重要。</p>	<p>○人材育成についても取り上げる方向で検討を進める。ただし、日本国内における男女共同参画に関する教育については、男女共同参画基本計画に沿って進めていく。</p>
<p>○日本のPKO要員の訓練には女性・ジェンダーの視点が組み込まれているが、NATOの訓練は、国連安保理決議1325を踏まえたもので、より充実。</p>	<p>○我が国は、国連の定めたガイドラインに基づきPKO要員に対するジェンダーや性的暴力等に関する教育の徹底を図っているところ。その際、改善すべき点があれば検討する。</p>
<p>○日本と東アジア各国との緊張関係の緩和には女性の閣僚が必要。</p>	<p>○計画で取り扱うべき事項の範囲については、全体のバランス等を勘案しながら慎重に検討する。</p>
<p>○オランダ、英国など他国の行動計画の中には、重点国・地域を明示しているものもあるが、日本も重点を決めるのか、計画の方向性を知りたい。</p>	<p>○計画を策定していく中で、適否を判断する。</p>
<p>○2020年に指導的地位に女性が占める割合を30%にするとの目標に触れるべき。</p>	<p>○男女共同参画基本計画と本行動計画との仕切りに留意しながら、計画を策定していく中で、同基本計画への言及の仕方・適否を判断。</p>

	○女性自衛官だけでなく、女性警察官も重要。	○女性自衛官や女性警察官の更なる活用についても取り上げられないか検討を進める。
⑥	<u>1(6)実施過程について</u> ○評価・モニタリングを含む計画の実施過程が重要。実施を有効なものにするためにも、国内行動計画の策定から実施の全ての過程に市民社会の参加を実現すべき。	○評価・モニタリングを含む計画の実施過程については、計画を策定していく中で具体的に検討を進める。いずれにせよ、市民社会とも連携しながら、計画を実施していく。
	○2-3年を目途に定期的に見直しを行うべき。	○定期的な見直しについても、計画を策定していく中で具体的に検討を進める。
⑦	<u>1(7)既存の国内計画との関係</u> ○男女共同参画基本計画との関係を整理すべき。	○男女共同参画基本計画と本行動計画との仕切りに留意しながら、計画を策定していく中で、同基本計画への言及の仕方・適否を判断する。
⑧	<u>1(8)既存の国際規範・基準との関係について</u> ○女子差別撤廃条約、北京行動綱領などを踏まえるべき。	○関係する国際規範・基準との関係に留意しながら、計画を策定していく。

② ①	<u>2.今後の進め方</u>	
	<u>(1)総論</u>	
	○日本の策定プロセスは国際的にも注目されている。 ○行動計画策定へのNGOの関わりは、「聞き置く」、「吸い上げる」の形でなく、対等かつ実効ある立場という前提に立つべき。 ○オープンな場、透明性を持った形で時間をかけてじっくり意見を聞くべき。	○市民社会と連携しながら、できるだけ透明性を持った形での計画策定を目指す。同時に、策定作業は効率的に進めるよう留意する。
	○幅広い関係者・団体を含むメーリング・リストを作成すべき。	○関係者のメーリング・リストは随時改訂していく。
	○平日の昼間は会合への参加に支障が生じ得る。週末の活用も検討すべき。	○今後検討していく。
②	<u>2(2)少人数グループについて</u>	
	○女性問題に関わる団体、国際協力NGO、実務経験者・専門家、有識者、関係府省庁といった幅広い関係者が参加すべき。 ○他国の行動計画にかかわった人をグループに入れてほしい。 ○少人数グループの話合いへの防衛省・自衛隊と警察関係者等の参加は禁止してほしい。	○グループの規模にも留意しながら、できるだけ幅広い関係者の参加を確保する。
③	<u>2(3)関係府省庁の関与について</u>	
	○関係府省庁もプロセスに関与すべき。これまで計画を策定した各国の例を見ると、警察含め関係省庁が参加している。 ○第3次男女共同参画基本計画との関係は重要であり、内閣府としっかり連携すべき。	○10月7日に関係府省庁に対する説明会を実施。今後とも、必要に応じて関係府省庁もプロセスに関与していく。

④	<p><u>2(4)地方との関係について</u></p> <p>○地方の意見も聴取すべき。この10数年の間に、日本の女性の貧困化が加速・悪化していることを踏まえ、全国47都道府県で開催してほしい。</p> <p>○各地で意見交換会を実施することは、(行動計画の)各都道府県への周知にもつながる。</p> <p>○地方で行う場合、会場は、立派な会議室でなくても、大学などの会場でよい。</p>	<p>○各都道府県での会合の開催は理想的ではあるが、現時点では実現は困難。他方、できるだけ幅広く御意見を頂けるよう、周知や意見募集のあり方を検討。</p>
⑤	<p><u>2(5)意見交換会の結果について</u></p> <p>○意見の表明が単なる「ガス抜き」になるのは避けるべき。意見をまとめて広く共有すべき。</p>	<p>○第1回意見交換会での御意見を取りまとめて外務省ホームページに掲載。いずれにせよ、会合の結果については、引き続き適切な形で周知していく。</p>
⑥	<p><u>2(6)広報について</u></p> <p>○外務省のホームページだけでなく、もっと積極的な広報活動をすべき。マスコミ(新聞社など)にも、周知してほしい。</p> <p>○メルマガ等の系統的に情報が流れてくる仕組みでお知らせを流してほしい。</p> <p>○早急に「国連安保理決議第1325号のコーナー(頁)」を外務省ホームページに設置して、以下の内容を掲載してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決議1325の日本語訳と国連公用語のバージョン。 ・決議1325採択以降、日本政府の代表(フルネームと役職名を明記)が、決議1325に関して発言している内容(日本語と英訳した原稿)。 	<p>○外務省ホームページ内の女性に関するリンクを充実することを含め、広報活動にも意を用いていく。</p>